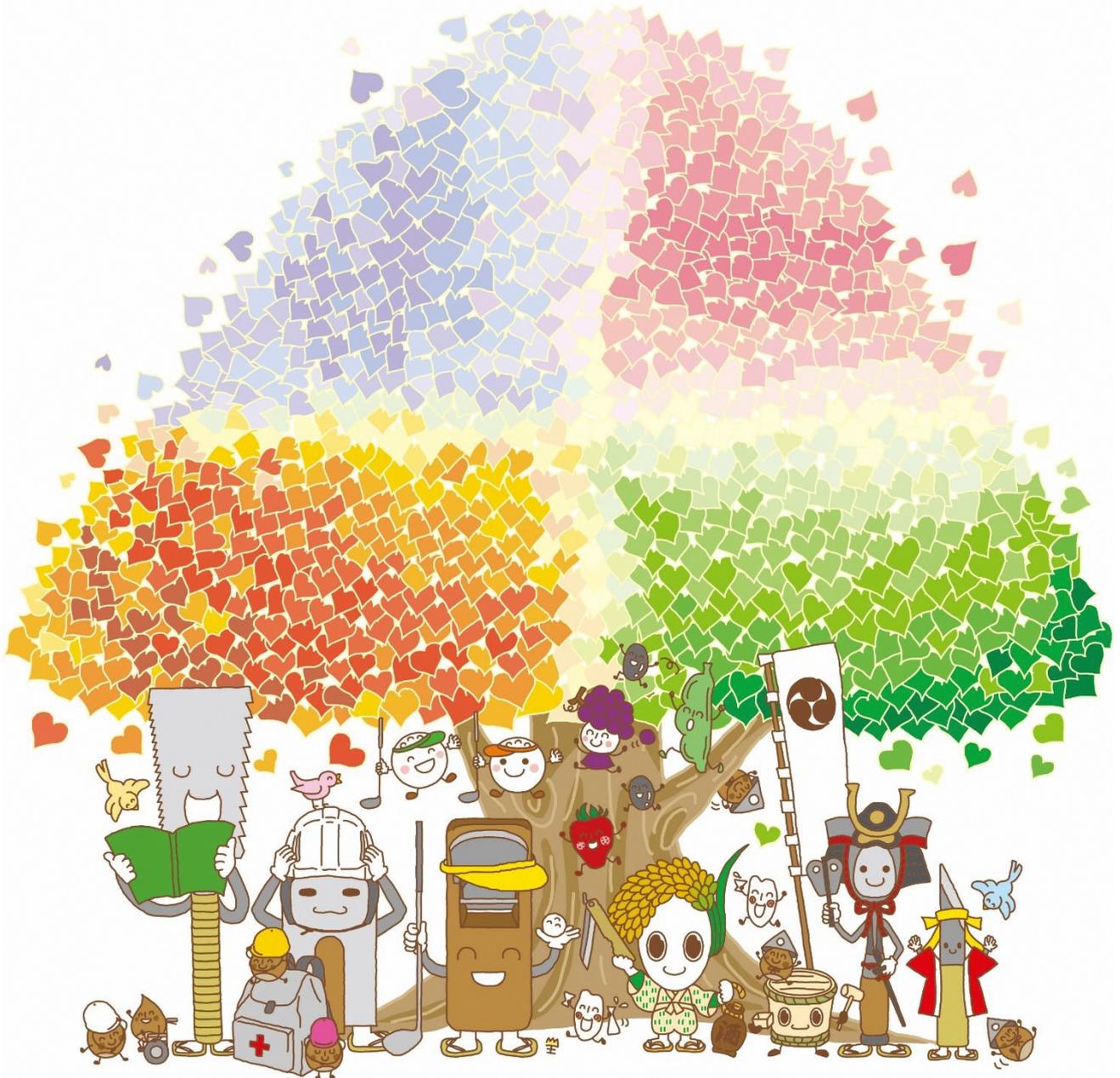


令和4年度 三木市
保育所・認定こども園等利用のしおり



イラスト：こゆり

三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課
〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号
TEL:0794-82-2000(内線 3542)

目次

1 はじめに	1
1 三木市内の教育・保育施設について.....	1
○各施設の違い.....	1
○クラス年齢及び受入年齢について.....	1
○市内教育・保育施設一覧.....	2
○施設選びのポイント.....	3
2 認定について.....	5
○3つの認定区分.....	5
○教育標準時間について.....	5
○保育の必要量に応じた区分.....	5
3 保育の認定基準について.....	6
2 令和4年度 入園(所)申込受付について	8
1 認定こども園（1号認定）を申込み場合.....	9
○注意事項（共通）.....	9
○1次審査における注意事項.....	10
1 申込から入園までの流れ.....	11
2 審査について.....	12
3 審査基準について.....	13
市内認定こども園の優先する小学校区一覧.....	14
◆抽選について.....	15
○抽選及び補欠順位に係る注意事項.....	16
2 認定こども園等（2・3号認定）を申込み場合.....	17
○申込可能な施設.....	17
○注意事項（共通）.....	18
○1次審査における注意事項.....	19
◎三木市民の方が三木市外の保育施設へ申し込む場合.....	20

1 申込から入園（所）までの流れ	2 1
令和 4 年 4 月入園（所）希望の場合	2 1
令和 4 年 5 月～令和 5 年 3 月入園（所）希望の場合	2 2
2 審査について	2 3
(1) 1 次審査について	2 3
(2) 2 次審査について	2 4
(3) 希望月最終審査について	2 5
3 審査基準について	2 6

3 申込必要書類について

4 利用者負担額(保育料)の決定について

○利用者負担額算定に係る市民税所得割額の考え方	2 9
○保育料の無償化について	3 0
○多子世帯の保育料軽減について	3 0
○認可外保育施設について	3 1
○保育料の算定に係る注意事項	3 1
令和 3 年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額（保育料）一覧表（参考） ..	3 2
○保育料の納付方法	3 3

5 入園(所)後について

○ならし保育について	3 4
○入園（所）後の市及び施設からの確認について	3 4
○転園を希望する場合	3 4
○退園（所）する場合	3 4
○市外へ転出するが、同じ施設に引き続き通いたい場合	3 4
○転園・退所等の申請を取り下げる場合	3 4

申請書の記入要領

3 5

1 はじめに

1 三木市内の教育・保育施設について

保育施設は、保護者が仕事や病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合に、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わり保育する児童福祉施設です。三木市内には、保育所・認定こども園の他に、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等の保育施設があります。

また、3歳ごろからは、子どもにとって集団行動が大事になってくるため、保育要件がない場合でも1号認定を受けることにより、幼稚園・認定こども園で教育を受けることができます。

○各施設の違い

区分	対象児童
保育所	保護者の就労等の理由により、家庭での保育が出来ない 0歳児～5歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。
認定こども園	幼稚園部分 3歳児～5歳児
	保育所部分 保育所と同じ
小規模保育事業所 事業所内保育事業所	保護者の就労等の理由により、家庭での保育が出来ない 0歳児～2歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。 ※卒園後に連携施設での保育を希望され、保育認定が継続される場合は入所について優先されます。
幼稚園	4歳児・5歳児

○クラス年齢及び受入年齢について

令和4年度の受入クラスは、以下のとおりです。

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	2021.4.2 (R3.4.2) ～
1歳児	2020.4.2 (R2.4.2) ～2021.4.1 (R3.4.1)
2歳児	2019.4.2 (H31.4.2) ～2020.4.1 (R2.4.1)
3歳児	2018.4.2 (H30.4.2) ～2019.4.1 (H31.4.1)
4歳児	2017.4.2 (H29.4.2) ～2018.4.1 (H30.4.1)
5歳児	2016.4.2 (H28.4.2) ～2017.4.1 (H29.4.1)

※0歳児クラスの受入可能月齢は、「令和4年度認定こども園・保育所案内」をご確認ください。

○市内教育・保育施設一覧

(令和3年9月1日現在)

公私 区分	施設名	定員			所在地	電話番号
		1号	2,3号	計		
保育所						
公立	志染保育所	—	75	75	志染町吉田824	83-5660
認定こども園（幼保連携型）						
公立	別所認定こども園	15	110	125	別所町巴73	82-7278
私立	神和認定こども園	15	125	140	加佐八幡本176-1	82-7363
私立	エンゼル認定こども園	15	150	165	大村1067-349	82-2946
私立	一粒園認定こども園	9	61	70	本町1丁目5-14	82-6990
私立	清心認定こども園	9	171	180	緑が丘町東2丁目5-1	84-0811
私立	ひろの認定こども園	15	165	180	志染町広野1丁目216	85-2995
私立	羽場認定こども園	15	125	140	福井3丁目1918-29	83-3815
私立	えびす認定こども園	15	165	180	宿原9-1	83-3247
私立	いずみ認定こども園	5	70	75	口吉川町大島854	88-0811
私立	自由ヶ丘認定こども園	15	115	130	志染町中自由ヶ丘3丁目99	85-3650
私立	あけぼの認定こども園	15	85	100	志染町井上684	87-3222
私立	りんでん認定こども園	24	102	126	緑が丘町西4丁目14-3	85-7838
私立	清心緑が丘認定こども園	20	80	100	緑が丘町西1丁目10-9	87-0888
小規模保育施設（0～2歳児）						
私立	しんてつ・みどりがおか保育園	—	19	19	緑が丘町本町1丁目6-1	89-8551
私立	リトルエンゼル	—	19	19	加佐237-6	82-3221
私立	神和ひまわりルーム	—	19	19	末広1丁目85-4	82-6800
私立	小規模保育所 ひろの保育園	—	19	19	志染町広野1丁目199	70-7013
私立	さくらんぼ保育園	—	19	19	福井3丁目1886-1	83-3824
私立	小規模保育所 えびすガーデン	—	19	19	宿原1265-202	82-3237
事業所内保育施設（0～2歳児）						
私立	ポリークッズルーム	—	19	19	緑が丘町本町1丁目238-1 世良田ビル2F	87-1888
市立幼稚園（4・5歳児）						
公立	三樹幼稚園	40	—	40	末広1丁目10-8	82-4327
公立	緑が丘東幼稚園	40	—	40	緑が丘町東4-45	85-8500
公立	自由ヶ丘幼稚園	50	—	50	志染町中自由ヶ丘3丁目70	85-1200
公立	広野幼稚園	30	—	30	志染町広野2丁目107-4	84-0777
認定こども園（幼保連携型）※令和4年度民間運営予定						
私立	よかわ認定こども園	36	114	150	吉川町みなぎ台1丁目31-4	73-1171

※よかわ認定こども園は、令和4年4月1日から民間運営予定のため、定員等変更になる可能性があります。

○施設選びのポイント

施設見学に行きましょう！



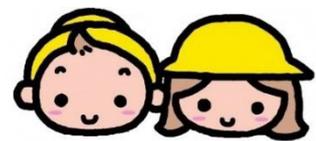
子どもをどこの施設に預ければよいかを考えるときに、実際に施設に行き、ご自身の目で見ていただくのはとても大事なことです。可能であれば、申し込む前に入園（所）を希望する施設への見学をご検討ください。

まずは、事前に施設へ電話連絡して見学日の日程を決めてください。気になるところを見学しながら、疑問があれば質問してみましょう。

※ 感染症対策のため、見学の際は下記の点にご留意ください。

- ・ マスクの装着や手指消毒等を必ず行う。
- ・ 見学時間は短時間（15分程度）にする。
- ・ 状況によっては、見学できない場合があります。

★見学のポイント★



① 園生活の様子

- ・ どのような遊びや活動、経験を大切にしているか
- ・ どのような園生活の流れになっているか
- ・ どのような園行事があるか など



② 施設の様子

- ・ 保育室や園庭の様子
- ・ 衛生管理、感染対策等
- ・ 送迎距離、送迎の方法、駐車場の利用の仕方 など



③ 施設長、保育教諭からのお話

- ・ 教育、保育についての考え方 など



④ その他

- 全体的な雰囲気
- 預かり保育などの保育サービス
- 乳児の場合、入所可能な月齢
- アレルギーや病気等に対する対応
- 災害発生時の対応
- 保育料以外に必要な諸費用 など

家庭保育の大切さ

認定こども園等での保育は「集団保育」といいますが、それに対して、ご家庭で保護者が子どもを保育することを「家庭保育」といいます。

子どもの成長には様々な段階がありますが、とりわけ小学校就学までの時期（特に低年齢の時期）は、家族の絆を育むためのとても重要な時期です。この時期にスキンシップやコミュニケーションを十分にとることで、子どもは保護者を信頼し、社会を良いものと感じ、自分に自信を持つ力が身についていきます。これは保護者だからこそできるものであり、保育者等では、サポートする



ことはできますが、保護者の代わりをすることはできません。そのため、保護者のみなさまには、この時期のお子様とのふれあいの機会を大切にしていただけると願っています。



とはいえ、ずっと一緒にいればいいのかというと、そういうわけではありません。子どもの成長には、年齢が上がるにつれ、家族の絆とともに、友だちとの関係の中で社会性を学ぶことも大切になってきます。それを学べるのは、認定こども園等の集団保育の環境です。保育者等は、どうすれば子どもたちが社会性を学べるかを考え、遊びを通して様々なアプローチをしています。

お子様の健やかな成長のためには、家庭保育と、集団保育の両方の環境の力が重要です。保護者のみなさまにおかれましては、以上のことを何卒ご理解いただき、それぞれのご家庭の可能な範囲で、家庭保育の機会を大切にさせていただきますと幸いです。

イラスト:こゆり

2 認定について

各施設への入所を希望する児童は、「教育・保育の必要性の認定」を受ける必要があります。また、保育区分については、保育の必要量に応じ、「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。

【注意】

三木市で教育・保育給付認定ができる方は、三木市に保護者と児童の住民登録があり、かつその世帯が実際に居住されている場合です。居住実態がない場合は、申込受付および教育・保育給付認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は、申込および教育・保育給付認定申請の取消をします。また、すでに認定こども園等に入園(所)されていた場合は、入園(所)と認定を取消します。

○3つの認定区分

認定区分		年齢	保育の認定基準	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3～5歳	該当しない	幼稚園（市内公立は4歳児以上） 認定こども園（市内は3歳児以上）
2号認定	保育標準時間 保育短時間	3～5歳	該当する	保育所 認定こども園
3号認定		0～2歳		保育所、認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

※「保育の認定基準」とは、就労、出産、疾病、就学、介護等で保育を必要とする事由のことを指します。

○教育標準時間について

1号認定を受けた児童の教育時間は、次のとおりです。また、夏休み等の長期休業があります。長期休業期間や、期間中の登園日等は施設により異なります。

年齢	教育時間
3歳児	午前9時～午後1時
4・5歳児	午前9時～午後2時



イラスト：こゆり

○保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定は、保育の必要量によって、以下のとおり区分されます。

認定区分	月間労働時間等	最長利用可能時間
保育標準時間	120時間以上	11時間/日（7時～18時）
保育短時間	48時間以上120時間未満	8時間/日（8時～16時）

3 保育の認定基準について

小学校入学前までの児童で、保護者（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合、保育の認定を受けることができます。

事由	内容	入園(所)可能期間
① 就労等	(家庭外労働) 保護者が会社や店舗等家庭の外で仕事をしている (家庭内労働) 保護者が自営や内職、農業等自宅で仕事をしている	就労期間内
② 妊娠・出産	保護者が出産の前後である	出産月と産前産後とも3カ月ずつ
③ 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障がい等がある	証明書等に記載されている通院および療養期間
④ 介護・看護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑤ 災害復旧	火災や、風水害、地震などの災害があり、住居を失ったり、または破損したりし、その復旧にあっている	復旧完了まで
⑥ 求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている	3カ月 (原則保育短時間認定になります)
⑦ 就学	保護者が就学（職業訓練を含む）している	就学期間内
⑧ 育児休業	育児休業開始前にすでに保育認定を受けて施設に在籍している者で、継続して保育認定を希望する	勤務先が証明する育児休業期間 (原則保育短時間認定になります)
⑨ その他	家庭状況等により、市長が必要と認めた場合	保育が必要な期間

★注意事項★

- ・施設の定員に余裕がない場合などの理由で、入園(所)できないことがあります。
- ・次の場合は、「保育の認定基準」にはなりません。ご注意ください。
 - ◎近所に友達がいない
 - ◎集団生活になれさせたい
 - ◎弟や妹の育児や日常の家事で忙しい など

【注意】「⑧育児休業」について

令和 4 年 4 月 1 日から適用される、保育認定からの**変更専用**の要件です。

①対象者

育児休業開始前にすでに保育認定を受けて施設に在籍している方で、継続して保育認定を希望する方が対象となります。

- 1号認定で在籍している状態からの育児休業認定はできません。
- 父母共に育児休業を取得する場合は、個別に保育の必要性を確認します。
- 同居の祖父母（保育要件なし）が居る場合は、個別に保育の必要性を確認します。

②認定期間

認定期間は、育児休業取得対象の子どもが満 1 歳になる日が属する年度の末までの期間のうち、勤務先が証明する育児休業取得期間とします。育児休業を延長する場合は、認定も延長します（※申請が必要です）。

③認定内容

2号認定又は3号認定の保育短時間認定になります。

④その他

- 育児休業取得時に一旦退園し、家庭保育を行った後に復職する場合、令和 4 年 4 月以降の復職時の審査において加点措置があります。
- 必要な書類については、26ページの「育児休業」欄をご確認ください。
- 三木市で育児休業の認定を受けたとしても、在籍する施設が市外の施設であった場合、入所が不可となる場合がありますので、市外施設に在籍の場合は、当該自治体への確認をお願いします。
- 令和 3 年度中に育児休業を取得される方について、育児休業取得予定日によっては「その他の認定」として認定できる場合があります。（令和 3 年度中に限ります。）詳しくは市ホームページをご確認ください。

※新規申込で育児休業を保育要件として申し込むことはできません。

2 令和4年度 入園(所)申込受付について

令和4年度の1次審査申込の認定区分ごとの受付期間は次のとおりです。



認定こども園(1号認定)に申し込む場合

申込受付期間 9月1日(水)～10月8日(金)必着

⇒詳しくは 9ページから



認定こども園等(2・3号認定)に申し込む場合

申込受付期間 10月1日(金)～11月17日(水)必着

⇒詳しくは 17ページから



三木市立幼稚園に申し込む場合

受付期間 11月1日(月)～11月17日(水)

受付時間 14:30～17:00

受付場所 希望する幼稚園に直接提出してください。

※幼稚園用の入園案内及び申込書をご請求ください。

請求方法：希望する幼稚園か、市教育・保育課、市ホームページから
ご請求ください。(配布は11月1日からです)

1 認定こども園（1号認定）を申込み場合

令和4年度4月以降入園（所）申込期限は、以下のとおりです。

令和4年度の1次審査の受付期間

申込受付期間 9月1日(水)～10月8日(金)必着

受付時間 8：30～17：00（平日のみ）

受付場所 ・三木市役所5階 教育・保育課（郵送もしくは窓口）
・吉川支所 市民生活課（窓口のみ）

令和4年度の年度途中での受付期限

申込受付期限：入所希望月の前々月の末日

※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日

受付時間 8：30～17：00（平日のみ）

受付場所 三木市役所5階 教育・保育課（郵送もしくは窓口）

○注意事項（共通）

- ・申込は、先着順ではありません。
- ・申込書提出後に、世帯員の変更等内容に変更があった場合は、速やかに「申請・届出事項変更届」を提出してください。
- ・市立幼稚園の申込を併願することは出来ません。市立幼稚園の申込をする場合は、認定こども園（1号認定）の申込を取り下げる必要があります。
- ・1号認定による市外施設への入園を希望される場合は、直接施設へお問い合わせください。
- ・入園希望月時点で就労が内定している方は、2号認定としての申込をお願いします。
- ・支給認定通知書は、利用調整結果通知書と一緒にお渡しします。
※支給認定通知書は、認定区分を通知する書類です。
※利用調整結果通知書は、希望施設への入園の可否を通知する書類です。
- ・三木市で支給認定ができる方は、三木市に保護者と児童の住民登録があり、その世帯に実際に居住されている場合です。居住実態がない場合は申込受付及び支給認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は、申込の取消を、認定こども園等に入園されていた場合は、入園と認定を取り消します。

1号認定申込

- 入園希望月までに三木市に転入予定の方については、転入予定を証明できる資料を申込時に添付してください。

証明資料がある場合は三木市民と同様の扱いとして審査します。証明資料がない場合は市外からの申込として審査します。(申込必要書類については27ページをご確認ください。)

- 1号認定として入所後、勤務を検討するため求職要件(2号)に変更する場合は、「特定教育・保育施設入所申込書兼支給認定変更申請書兼児童台帳(各種認定変更用)」をご提出頂く必要がありますが、この場合、1号認定としての施設利用から2号認定としての施設利用への変更のため、審査を受けていただく必要があります。施設の受入枠の状況によっては、認定変更ができない場合がありますのでご了承ください。

○ 1次審査における注意事項

- 原則として、令和4年4月の入園希望のみとなります。

令和4年5月～令和5年3月の入園をご希望の方は、教育・保育課にご相談ください。

- 申込受付期間以降も受付は可能ですが、1次審査としての申込ではなく、通常審査として取り扱います。
- 申込後の希望施設の変更や家族状況、保育要件の変更等は随時受け付けますが、申込受付期間終了後に変更した場合は、1次審査としてではなく、通常審査として取り扱います。



イラスト:こゆり

- 1次審査に限り、2号認定申込との併願は出来ません。2号認定での申込を希望する場合は、1号認定申込を取り下げる必要があります。

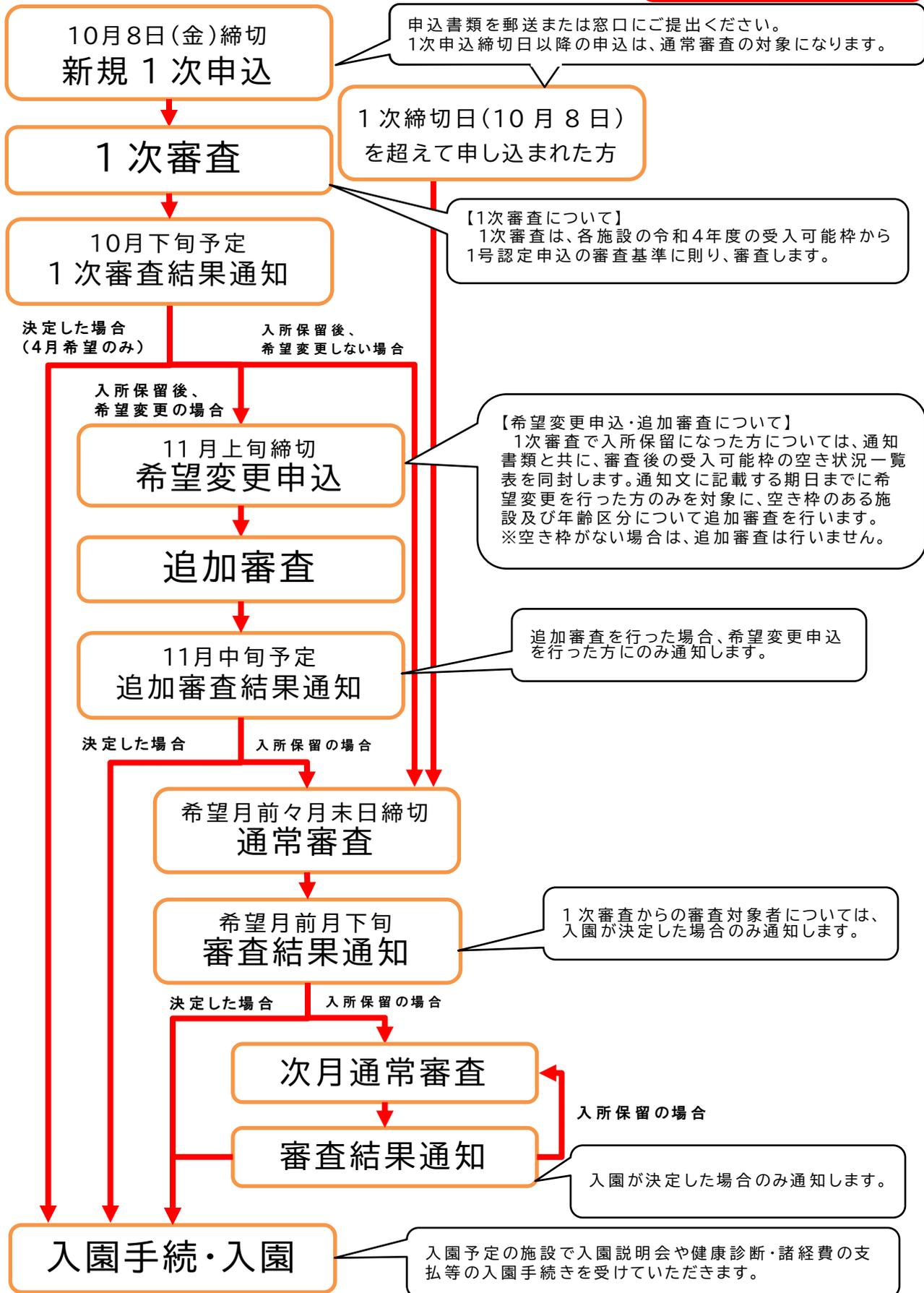
万が一、両方の申込を行っていた場合は、どちらかの申込を取り下げていただきます。どうしても連絡がつかない場合は、2号認定申込を審査対象外とします。

1次審査は、原則として1号認定申込か、2・3号認定申込どちらかしか受けることは出来ません。

- 1号申込をされる方のうち、令和4年4月以降に出産等のやむを得ない事情があり、2号としての認定が必要と見込まれる場合は、市教育・保育課へお問い合わせください。
- 申込書類に不備がある場合、いったん全ての書類をお返しします。ご修正の上、受付期間に間に合うようにご提出ください。

1 申込から入園までの流れ

1号認定申込



2 審査について

(1) 1次審査について

1次審査は、10月8日(金)までに申込があった分を審査します。

審査基準(次ページに記載)に則り、申込者の審査を行います。

申込後の希望施設の変更や家庭状況の変更等は随時受付しますが、1次審査申込受付期間後の変更は、希望月前々月末締切の通常審査と同様の取扱いとなります。

(2) 1次審査結果通知及び希望変更申込について

1次審査の結果を10月下旬ごろに郵便にて発送します。

入園決定者は、令和4年2月ごろに施設から連絡がありますのでお待ちください。

1次審査で入所保留になった方については、通知書類と共に、審査後の受入可能枠の空き状況一覧表を同封します。通知文に記載する期日(11月上旬の予定です)までに希望変更を行った方のみを対象に、空き枠のある施設及び年齢区分について追加審査を行います。空き枠がない場合は、追加審査は行いません。

(3) 追加審査及び追加審査結果通知について

追加審査は、1次審査の結果、空いた枠のみの審査になります。

よって、追加審査の対象は、1次審査の入所保留者のうち、希望変更申込をした方のみになります。審査基準は、1次審査と同じです。

追加審査結果は11月中旬ごろに郵便にて、希望変更申込を行い、追加審査を行った方にのみ発送します。

(4) 通常審査について

通常審査は、年度途中入園申込を含む通常の申込に対する審査になります。

申込締切は、入園希望月の前々月末日です。

1次審査申込期限(10月8日)より後に申し込まれた分もここで審査をします。

申込締切後、希望月前月上旬に審査を行います。

審査基準は、1次審査と同じです。

(5) 通常審査結果通知について

希望月前月下旬に郵便にて発送します。

なお、1次審査からの申込者等、一度入所保留通知を受け取っている方につきましては、入所が決定した場合のみ通知し、引き続き入所保留となった場合は、改めての通知は行いません。

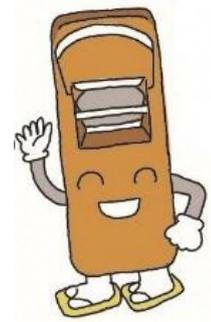
入所保留になった場合は、次月以降も、入園が決まるまで毎月同様に審査を行います。

3 審査基準について

1号認定申込

○ 1号認定（教育時間認定）の場合の審査基準

- 1 希望順位
- 2 第1優先の小学校区に居住している
- 3 第2優先の小学校区に居住している
- 4 きょうだい在籍の有無



イラスト：こゆり

※市内児童を優先して審査します。

なお、下記の場合は、状況に応じて優先度を審査します。

- ・児童福祉及び社会状況の観点から、市長が必要と認めた場合

認定こども園名	優先する小学校区
別所認定こども園	別所小学校
よかわ認定こども園	吉川小学校
神和認定こども園	第1優先：三樹小学校 第2優先：平田小学校
エンゼル認定こども園	第1優先：平田小学校 第2優先：三樹小学校
一粒園認定こども園	第1優先：三木小学校 第2優先：三樹小学校
清心認定こども園	緑が丘東小学校
ひろの認定こども園	第1優先：広野小学校 第2優先：自由が丘小学校
羽場認定こども園	第1優先：三樹小学校 第2優先：別所小学校
えびす認定こども園	三木小学校
いずみ認定こども園	□吉川小学校、豊地小学校
自由ヶ丘認定こども園	自由が丘小学校、自由が丘東小学校
あけぼの認定こども園	第1優先：志染小学校 第2優先：緑が丘東小学校
りんでん認定こども園	第1優先：緑が丘小学校 第2優先：自由が丘東小学校
清心緑が丘認定こども園	緑が丘小学校

市内各小学校の、住所区域別の一覧は、市 学校教育課のホームページ
「公立小学校・中学校の校区一覧」をご確認ください。

URL <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/61/32173.html>

QRコード



イラスト：こゆり

◆抽選について

抽選は、必要となった場合（審査基準でどうしても差がつかない場合）に10月中旬以降に申込書に記載の保護者のみ立ち合い可能な形で行う予定です。迅速に審査事務を進めるため、抽選は教育・保育課が行いますのでご了承ください。

各施設・年齢区分ごとに、抽選ポッド一覧表（下表）の順番で、必要な場合に応じ抽選を行っていきます。決定者を決めるだけでなく、入所保留になった人にも補欠の順位を付け、入所辞退者や退園者が出た場合に補欠順位の高い人から順次入園を案内します。

日時及び開催場所、スケジュール等抽選に関する詳しい情報は、市ホームページに掲載しています。

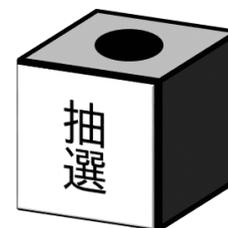
「令和4年度 1号認定申込に係る抽選について」

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/64/37331.html>



（参考）抽選ポッド一覧表

①	第1希望	第1優先小学校区居住
②	第1希望	第2優先小学校区居住
③	第1希望	優先小学校区外居住
④	第2希望	第1優先小学校区居住
⑤	第2希望	第2優先小学校区居住
⑥	第2希望	優先小学校区外居住
⑦	第3希望	第1優先小学校区居住
⑧	第3希望	第2優先小学校区居住
	...	
	第1希望	市外居住
	第2希望	市外居住
	第3希望	市外居住
	第…希望	市外居住



※各抽選ポッドにおいて、きょうだい入園があった場合、さらに細分化されます。

○ 抽選及び補欠順位に係る注意事項

- ・ 抽選は、必要な場合にのみ行います。
- ・ 希望された施設及び年齢区分の枠が空いた場合に、補欠順位の高い方（数字の小さい方）から順次ご案内します。
- ・ 補欠順位は、希望されたどの施設も入所保留となった場合にのみ通知します。（1次審査の保留通知とともに送付します。）
- ・ 複数園希望されていて、どの園も抽選・入所保留となった場合は、それぞれの施設に係る補欠順位をお伝えします。
- ・ 特殊な事情等により、ご案内する順位が前後することがありますのでご了承ください。
- ・ 1次審査で保留になった後、1号としての申込を取り下げる場合、または希望園を変更する際に補欠順位が出ている施設を取り消す場合は、**その補欠順位も失います。**
- ・ 補欠順位が出ている施設での入園が決まった場合、**他の施設の補欠順位は失います。**
- ・ 追加審査についても、必要な場合は抽選を行います。

（抽選になる例1）

〇〇認定こども園の、3歳児クラスの空き枠が5人の場合

- ① その空き枠への申込が7人あった
- ② 審査基準で4人までが確定した
- ③ 残りの3人については、審査基準では差がつかなかった
・・・となった場合は、残り1枠に対し、3人での抽選になります。

（抽選になる例2）

〇〇認定こども園の、3歳児クラスの空き枠が4人の場合

- ① その空き枠への申込が9人あった
- ② 審査基準で差がつけられない申込が6人あった
- ③ 残りの3人は他の6人よりも審査基準で下に位置している
・・・となった場合は、まず6人の抽選を行い、入園者4人と補欠1・2を決定します。次に残りの3人の抽選を行い、補欠3・4・5を決定します。

2 認定こども園等（2・3号認定）を申込み場合

令和4年度4月以降入園（所）申込期限は、以下のとおりです。

令和4年度の1次審査の受付期間

申込受付期間 10月1日(金)～11月17日(水)必着

**(インターネットによる資料請求は9月1日から)
(窓口請求は9月15日から)**

受付時間 8:30～17:00（平日のみ）

受付場所 ・三木市役所5階 教育・保育課（郵送もしくは窓口）
・吉川支所 市民生活課（窓口のみ）

令和4年度の年度途中での受付期限

申込受付期限：入所希望月の前々月の末日

※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日

受付時間 8:30～17:00（平日のみ）

受付場所 ・三木市役所5階 教育・保育課（郵送もしくは窓口）
・吉川支所 市民生活課（窓口のみ）

○申込可能な施設

区分	対象児童	
保育所	保護者の就労等の理由により、家庭での保育が出来ない 0歳児～5歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。	
認定こども園	幼稚園部分	3歳児～5歳児（1号認定申込との併願は不可）
	保育所部分	保育所と同じ
小規模保育事業所 事業所内保育事業所	保護者の就労等の理由により、家庭での保育が出来ない 0歳児～2歳児 ※0歳児の受入可能月齢は、施設により異なります。 ※卒園後に連携施設での保育を希望され、保育認定が継続される場合は入所について優先されます。	

○注意事項（共通）

2・3号認定申込

- ・申込は、先着順ではありません。
- ・申込書提出後に、保育要件や世帯員の変更等、内容に変更があった場合は、速やかに「申請・届出事項変更届」を提出してください。
- ・2・3号認定による市外施設への入園を希望される場合は、20ページをご確認ください。

なお、申込の受付期間は市区町村によって異なります。市外の施設へ入園(所)をご希望される方は、希望する施設のある市区町村の入園(所)申込受付期間や必要書類等をご確認のうえ、提出期日の1週間前までに三木市教育委員会教育・保育課または吉川支所市民生活課へ申込をしてください。

- ・市内施設を希望される場合に限り、出生前でも受付します。出産予定日と、希望施設の0歳児受入可能月齢をご確認のうえ、申込をしてください。

なお、三木市外の保育施設へ申込をする場合は、出生前の申込受付を行っていない場合があるため、詳細については当該市区町村にお問い合わせいただき、申込が可能かどうかの確認をお願いします。当該市区町村が出生前申込可能な場合は、三木市へ申込をしてください。

- ・支給認定通知書は、利用調整結果通知書と一緒にお渡しします。

※支給認定通知書は、認定区分を通知する書類です。

※利用調整結果通知書は、希望施設への入園の可否を通知する書類です。

- ・三木市で支給認定ができる方は、基本的に保護者が三木市に居住されている場合です。居住実態がない場合は申込受付及び支給認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は、申込の取消を、認定こども園等に入園されていた場合は、入園と認定を取り消す場合があります。
- ・年度途中において、育児休業からの復職により申込をする場合、復職予定日が月初日から15日までは前月1日付から、16日以降月末までの育児休業復帰は、当月1日付での申込希望が可能です。

（例）

◎復職予定日が11月7日の場合

⇒10月1日入園(所)希望が可能です。その場合の申込締切は8月末日です。

◎復職予定日が11月21日の場合

⇒11月1日入園(所)希望が可能です。その場合の申込締切は9月末日です。

○1次審査における注意事項

- ・ 出産前後、育児休業復帰なども含め、令和4年5月～令和5年3月の入園(所)をご希望の方も、1次審査の受付期間に申込をしてください。
- ・ 1次申込受付期間終了以降も受付は可能ですが、1次審査対象ではなく、2次審査対象として取り扱います。
- ・ 1次申込後の希望施設の変更や家庭状況、保育要件の変更等は随時受付しますが、1次申込受付期間終了後に申込内容を変更した場合、原則として2次審査対象として取り扱います。



イラスト:こゆり

ただし、家庭状況の急な変更など、やむを得ないケースもありますので、市教育・保育課までご相談ください。

- ・ 1次審査に限り、1号認定申込との併願はできません。2号認定での申込を希望する場合は、1号認定申込を取り下げる必要があります。1号認定としての入園が決定していた場合は、その決定を取り下げる必要があります。また、1号認定申込で入園保留となった場合には1号認定申込で希望された施設において補欠番号が付与されますが、その権利についても失います。

万が一、両方の申込を行っていた場合は、どちらかの申込を取り下げさせていただきます。どうしても連絡がつかない場合は、2号認定申込を審査対象外とします。

1次審査は、原則として1号認定申込か、2・3号認定申込のどちらかしか受けることはできません。

- ・ 1号認定申込をされる方のうち、令和4年4月以降に出産等のやむを得ない事情があり、2号としての認定が必要と見込まれる場合は、市教育・保育課までお問い合わせください。
- ・ 申込書類に不備がある場合、いったん全ての書類をお返ししますので、修正の上、受付期間に間に合うようにご提出ください。
- ・ 申込の受付期間は市区町村によって異なります。市外の施設へ入園(所)をご希望される方は、希望する施設のある市区町村の入園(所)申込受付期間や必要書類等をご確認の上、提出期日の1週間前までに三木市教育委員会教育・保育課または吉川支所市民生活課へ申込をしてください。(詳しくは次ページをご確認ください)

◎三木市民の方が三木市外の保育施設へ申し込む場合

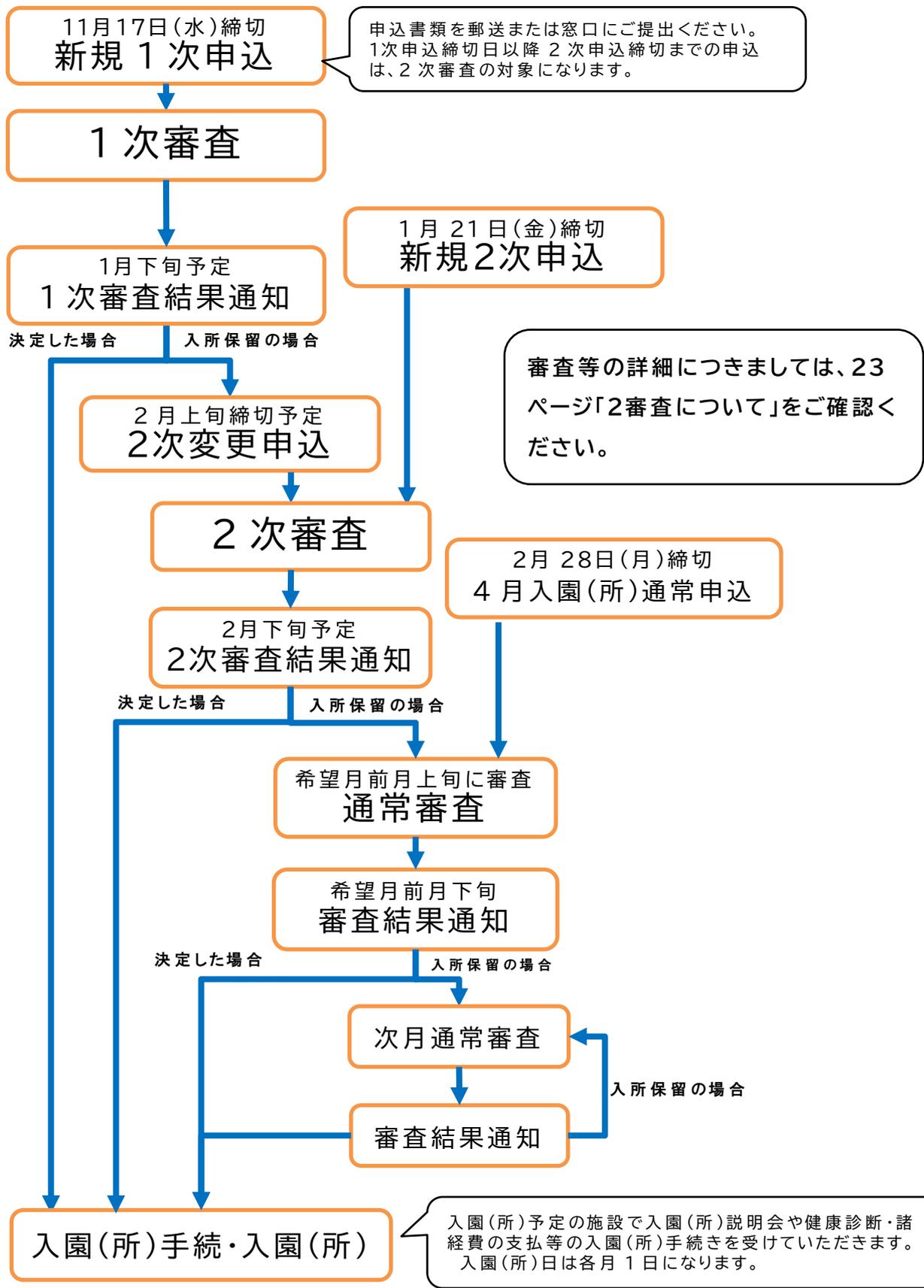
- ①事前に、希望する保育施設のある市区町村の保育施設入園（所）担当課に申込受付期間や必要書類等をお問い合わせください。
- ②申込書類を三木市教育委員会 教育・保育課にご提出ください。
※提出は、基本的には入所希望月の前々月末日（次年度の一斉入園（所）を除く）ですが、①でご確認いただいた締切日までに三木市から申込書類を郵送する必要があるため、提出期日の1週間前までにご提出くださいますようお願いいたします。
※申込様式は三木市の様式を使用しますが、希望される保育施設のある市区町村が必要とする書類がある場合は合わせてご提出ください。
- ③三木市教育委員会 教育・保育課が、希望される保育施設のある市区町村の保育施設入園（所）担当課に申込書類を郵送します。
- ④希望される保育施設のある市区町村の保育施設入園（所）担当課で入園（所）審査が行われます。
- ⑤審査結果は、三木市教育委員会 教育・保育課からお知らせします。
- ⑥三木市から転出予定の方は、入園（所）内定の可否に関わらず他市区町村への転入手続を済ませた後、転入先の市区町村で改めて入園（所）申込を行ってください。
※申込手続がない場合、転入先の市区町村において審査対象外または入園（所）取消となる可能性があります。

◎三木市へ転入予定の方について

- ・入園（所）希望月までに三木市に転入予定の方については、転入予定を証明できる資料を申込時に添付してください。
証明資料がある場合は三木市民と同様の扱いとして審査します。証明資料がない場合は市外からの申込として審査します。（申込必要書類については27ページをご確認ください。）
- ・状況により案内内容が変わりますので、現在お住まいの自治体にご確認の上、三木市教育委員会 教育・保育課までお問い合わせください。

1 申込から入園（所）までの流れ

2・3号認定
令和4年4月
入園(所)希望の場合



**2・3号認定
令和4年5月以降
入園(所)希望の場合**

11月17日(水)締切
新規1次申込

1次審査

申込書類を郵送または窓口にご提出ください。
1次申込締切日以降2次申込締切までの申込は、
2次審査の対象になります。

1月下旬予定
1次審査結果通知

最終審査に進む場合
(通知なし) 入所保留の場合
(通知あり)

2月上旬締切予定
2次変更申込

1月21日(金)締切
新規2次申込

審査等の詳細につきましては、23
ページ「2審査について」をご確認ください。

2次審査

希望月前月上旬に審査
希望月最終審査

希望月前々月末日締切
年度途中の新規申込

希望月前月下旬
希望月最終審査結果通知

入所保留の場合

決定した場合

次月通常審査

決定した場合

審査結果通知

入所保留の場合

入園(所)手続・入園(所)

入園(所)予定の施設で入園(所)説明会や健康診断・諸
経費の支払等の入園(所)手続を受けていただきます。
入園(所)日は各月1日になります。

2 審査について

(1) 1次審査について

1次審査は、11月17日(水)までに申込があった分を審査します。

市内各施設の、令和4年度のクラス及び認定区分ごとの受入可能枠のうち、1次審査枠を毎月ごとに設定します。

1次審査枠は、市内全施設・年齢区分の8割程度を設定します。

※1次申込締切日以降に転入されてきた方や、1次審査申込者のうち希望した施設だけでは入園(所)が難しい場合に、他の施設を検討する余地を設けるセーフティネットとして、2次審査枠を全体の2割程度設けています。

※全体の8割程度ですので、申込状況によっては、施設及び年齢区分において受け入れ可能枠が8割を超えて全て決定する可能性もあります。

次に、審査基準に則り、申込者の審査を行います。

申込後の希望施設の変更や家庭状況、保育要件の変更等は随時受付しますが、11月17日(水)を過ぎ、2次新規申込受付期限である令和4年1月21日(金)までの変更は、原則として2次審査の対象となります。

①令和4年4月入園(所)希望者について

1次審査の結果を1月下旬ごろに郵便にて発送します。

入園(所)決定者は、決定した施設にご連絡いただき、入園(所)手続きを進めてください。

1次審査で入所保留となった方については、通知書に同封されている2次審査枠の状況を確認の上、希望施設を変更する場合は必要書類を提出してください。また、1次審査時点から、保育要件に変更がある場合は、2次変更申込締切までに必要書類をそろえて提出してください。

②令和4年5月以降の入園(所)希望者について

1次審査については、審査の結果、毎月ごとの1次審査枠に入ることが難しい方のみ入園(所)保留通知書を郵便にて発送します。

入園(所)保留通知書が届かなかった方につきましては、希望月前月に最終審査を行います。

※入園(所)保留通知書が届かなかったからといって、入園(所)が決定したわけではありませんのでご注意ください。

2・3号認定申込

1次審査で入所保留となった方については、通知書に同封されている2次審査枠の状況を確認の上、希望施設を変更する場合は必要書類を提出してください。また、1次審査時点から、保育要件に変更がある場合は、2次変更申込締切までに必要書類をそろえて提出してください。

【注意】

2次変更申込において、変更内容によっては2次審査ではなく、2次審査終了後の審査扱いになる場合があります。

○2次審査対象になる変更

- ・希望施設の追加・順位変更
- ・家庭の状況が変更になった（離婚や祖父母との同居、ひとり親からの結婚等）
- ・その他上記に類する場合

○2次審査終了後の審査扱いになる変更

- ・保育要件の変更（就労⇒求職など）
- ・入所希望月の変更（6月希望⇒9月希望など）

（2）2次審査について

2次審査は、11月18日（木）～1月21日（金）までの申込分と、1次審査で入所保留になった方が対象になります。

市内各施設の、令和4年度のクラス及び認定区分ごとの受入可能枠のうち、2次審査枠を毎月ごとに設定します。その2次審査枠と、1次審査で定員に満たなかった枠、入所辞退や退園・転園等で空いた枠を合わせて審査可能枠として審査します。

審査基準に則り、申込者の審査を行います。

2次審査枠は、市内全施設・年齢区分の2割程度を設定しますが、1次審査の申込状況によっては、施設及び年齢区分において受入可能枠が8割を超えて1次審査で全て決定する可能性もあります。そのため、1次審査ですべて受入可能枠が埋まってしまっている区分については、2次審査は行いません。

①令和4年4月入園（所）希望者について

2次審査の結果を2月下旬ごろに郵便にて発送します。

1次審査からの申込者のうち、希望内容の変更等を行わなかった方については、入園（所）が決定した場合のみ通知し、入所保留の場合は改めての通知は行いません。

2次審査に新規で申し込まれた方（11月18日～1月21日までに申し込まれた方）及び1次審査からの申込者のうち、希望内容の変更等を行った方については、入園（所）決定の可否を問わず、結果をお知らせします。

②令和4年5月以降の入園（所）希望者について

令和4年5月以降の入園（所）希望者については、2次審査の後、入所希望月前月に行われる最終審査に進みます。従いまして、2次審査時点では入園（所）の決定をしないため、入園（所）の可否に関する通知は入所希望月の前月中旬以降に郵送にて発送します。

ただし、1次審査からの申込者のうち、希望内容の変更等を行わなかった方については、入園（所）が決定した場合のみ通知し、入所保留の場合は改めての通知は行いません。

（3）希望月最終審査について

希望月最終審査は、5月以降の入所希望者すべてを最終的に審査します。審査は入所希望月の前月上旬に行います。

各施設の直近の状況と今までの審査に係る入所可能枠を最終的に確定し、審査基準に則り、申込者の審査を行います。

○入園（所）決定の可否に係る通知について

最終審査の結果を入所希望月前月の中旬以降に郵便にて発送します。

1次審査が入所保留となった申込者のうち、希望内容の変更等を行わなかった方については、入園（所）が決定した場合のみ通知し、入所保留の場合は改めての通知は行いません。

以下の方については、入園（所）決定の可否を問わず、結果をお知らせします。

- ・2次審査に新規で申し込まれた方

（11月18日～1月21日までに申し込まれた方）

- ・1次審査からの申込者のうち、希望内容の変更等を行った方
- ・2次新規申込締切以降（1月22日以降）に申し込まれた方

3 審査基準について

2・3号認定申込

申込頂いた書類を元に、保護者ごとに審査基準に基づいた採点（基礎点＋個人調整点）を行い、合算した点数に世帯調整点を加えて利用調整の点数とします。

審査基準につきましては、市ホームページをご確認ください。

ホームページ URL・QRコード

<https://www.city.miki.lg.jp/site/kosodateouen/28380.html>

○同点の場合の優先順位

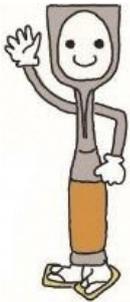
- 1 施設への希望順位が高い
- 2 申込日が早い
- 3 基礎点が高い
- 4 加点が高い
- 5 きょうだい人数が多い

点数の高い順(保育要件の高い順)に希望する施設の入所可能枠に充てていきます。



よくある質問

Q 2・3号認定申込における入所審査の際、第1希望としている申込者が優先されますか？

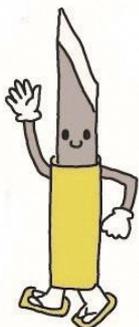


A 2・3号認定申込における保育施設の希望順位は、点数が同点の場合を除き、入所のしやすさには影響しません。

ある保育施設を第1希望としている申込者Aよりも、同じ施設を第2希望以下としている申込者Bの点数が高い場合は申込者Bが優先となります。

通うことのできる範囲内で希望する施設を決めていただき、その中で入所を希望する順に、希望順位を決めてください。

Q 審査後に、自分の点数を教えてもらうことはできますか？



A 申し訳ありませんが、個別の点数についてはお答えできません。

個別に答えることにより、他の方と点数を共有・比較できてしまうことから、他人の家庭状況の類推に繋がってしまう恐れがあるためです。よって、ご自身の点数も他の方の点数も一切お伝えはしません。

イラスト:こゆり

3 申込必要書類について

申込書類は、教育・保育課の窓口でご要望いただくか、三木市のホームページから必要書類を選んで申請すれば、郵送でお送りできます。

新型コロナウイルス対策として、窓口の混雑を防ぐため、窓口に取りに来られる場合は、事前にお電話にて予約をお願いします。

A 全ての方が必要な書類《全員提出してください》

①特定教育・保育施設等入園(所)申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳

- ・ 1号認定用、2・3号認定用、市立幼稚園用があります。
- ・ 児童1人につき1枚必要です。
- ・ 記入例をよく読んで、記入してください。(この冊子の最後の方にあります)
- ・ **各項目全てに記載してください。未記入項目がある場合や、必要な方の署名がされていない場合は不備となり、再提出が必要です。**
- ・ 同意書の署名欄には、父母等、児童の保護者が**必ず**記載してください。
- ・ 裏面の児童の状況票も記入してください。

②家庭状況申告書

家庭状況報告書に記載の項目に該当がある場合は、申告書に記載の書類(証書の写し等)を添付してください。なお、兄弟姉妹分は共用できます。

※ひとり親について

父母が別居の場合は、ひとり親に該当しません。また、児童扶養手当を受給されていない場合は、ひとり親の該当とならない場合があります。

③提出書類チェックリスト

申込書類の提出時に確認します。

B 状況により必要な書類

《該当する方のみ当てはまるものすべて提出してください》

①保育施設申込から利用開始希望日までに、市外から転入する予定がある場合

⇒賃貸借契約書や引渡し日が記載された住居売買契約書等のコピーが必要です。

②家庭状況報告書に記載の項目に該当がある場合

⇒申告書に記載の書類(証書や手帳の写し等)を添付してください。なお、兄弟姉妹分は共用できます。

C 保育が必要なことを証明する書類(2・3号認定)

保護者の状況に当てはまる分で必要な書類をご準備下さい。

なお、70歳未満で児童と同居の父母および祖父母の方について必要です。

兄弟姉妹で申し込みの場合は、この項目の書類は共用できます。

事由		内容
① 就労等	会社員・パート等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（雇用主の証明を受けてください。） ※給与明細が必要な場合は、別途依頼します。
	自営業	<ul style="list-style-type: none"> ・自営証明書（自営主が記入してください。） ・直近の確定申告書の控の写し
	自営手伝い	<ul style="list-style-type: none"> ・自営証明書（自営主が記入してください。） ・直近の確定申告書の控の写し （自営主にご依頼ください。） ・自営手伝い証明書（本人が記入してください。）
	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・内職証明書（内職紹介先の証明を受けてください。）
	農業（畜産業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業証明書 ・事業主の直近の確定申告書の控の写し ※申告書の控の写しを提出できない場合は、地区の民生委員の証明を受けてください。
② 妊娠・出産（予定）		<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定のお子様の母子手帳の写し （保護者名と分娩予定日が分かるページ）
③ 疾病・障がい		<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護・疾病・障がい申告書 ・診断書、入院・通院等が分かる書類や障がい者手帳の写し
④ 介護・看護等		<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護・疾病・障がい申告書 ・介護認定証、障がい者手帳の写し ・または、診断書、入院・通院等、介護・看護の必要性が分かる書類の写し
⑤ 災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し
⑥ 求職活動中・勤務予定		<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動・勤務予定申告書
⑦ 就学中または就学予定		<ul style="list-style-type: none"> ・就学状況申告書 ・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラム、就学予定の分かる書類
⑧ 育児休業		<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設等入園(所)申込書兼教育・保育給付認定変更申請書兼児童台帳 ・育児休業期間証明書 ・復職証明書（※復帰後提出）
⑨ その他		<p>申立書等、聞き取りにより必要書類を依頼します。</p>

4 利用者負担額(保育料)の決定について

利用者負担額（以降「保育料」）は、子どもを保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて金額を決定します。

保育料の詳細については、32ページ「令和3年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額一覧表」をご確認ください。

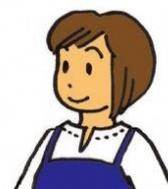
金額の決定時期は、入園（所）月の他には、年に2回（4月・9月）です。4月は進級による年齢変更、9月は課税年度の変更により決定し直します。

利用者負担額一覧表の年齢区分は、4月1日の満年齢で決定し、年度中の変更はありません。

【税額年度の変更による保育料の算定について】

令和3年度	令和4年度		令和5年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和3年度の 市民税課税資料に基づき 市民税所得割額を算定		令和4年度の 市民税課税資料に基づき 市民税所得割額を算定	

課税年度の変更に伴い、9月分から保育料が変わる場合があります。



○利用者負担額算定に係る市民税所得割額の考え方

通常の市民税所得割額は、対象年度の収入から「所得」を計算し、人的控除を差し引いた後の課税所得金額に税率（市民税は6%）を乗じ、その後に各種税額控除（調整控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン控除）、寄附金税額控除（ふるさと納税等）、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除）を差し引いて算出します。一方、利用者負担額（保育料）算定に係る市民税所得割額は、税率を乗じるところまでは同じですが、その後の税額控除は、調整控除のみを適用します。

そのため、市から通知される市県民税納税通知書に記載の市民税所得割額とは金額が異なる場合がありますのでご注意ください。

○保育料の無償化について

令和元年 10 月から、3 歳児以上の児童（3 歳になった後の 4 月以降）及び 0 歳から 2 歳までの市県民税非課税世帯の児童について、認可保育施設を利用する場合の保育料が無償化されました。

保育料無償化にあわせて、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの児童については、これまで保育料に含まれていた副食費（いわゆるおかず代）が、一部の世帯を除いて実費負担となりましたが、三木市では 3 歳児クラスから 5 歳児クラスのすべての世帯に対し、副食費の補助を実施しています。なお、0 歳児から 2 歳児クラスの副食費は、これまでと同様に保育料に含まれています。

また、国の制度において、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第 3 子以降の子ども（第 1 子・第 2 子ともに在園していること）については、副食費が免除されます。

なお、入園（所）時の制服代や文房具代、絵本代や主食費等の諸費用は、保育料には含まれません。料金や内容は施設により異なりますので、詳細は直接施設にお問い合わせください。

○多子世帯の保育料軽減について

就学前児童が対象施設に複数在籍している場合、在籍児のうち、第 2 子半額、第 3 子無料になります。

◎兄又は姉が多子世帯軽減対象施設（利用者負担額一覧表参照）に入園（所）中の場合、児童の利用者負担額は第 2 子として算定されます。兄又は姉の令和 2 年度の在園証明書を提出してください。（認可保育所、認定こども園、公立幼稚園、小規模保育施設、事業所内保育施設を除く。）

※市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯は、第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子半額、第 3 子以降無料になります。

※次の世帯は、第 1 子の年齢にかかわらず、第 1 子半額、第 2 子以降無料になります。

ひとり親世帯や障害者手帳の所有者がいる世帯、障害者基礎年金の給付を受けている世帯等で市民税所得割額が 77,101 円未満 ⇒ 手帳・証書等のコピーを提出してください。

※軽減対象者の確認のため、18 歳以上のお子様を扶養している場合や同居していないお子様についても、申込用紙の家族欄に記載してください。その他、適用される場合については、利用者負担額一覧表でご確認ください。

○認可外保育施設について

国が定めた基準を満たす施設である認可保育施設以外でも、保育料の補助対象となる施設があります。詳細につきましては、内閣府や市ホームページをご確認いただくとともに、利用施設や教育・保育課までお問い合わせください。

○保育料の算定に係る注意事項

① 世帯の所得が未決定の場合（未申告・税関係書類が未提出など）

税額等が確定するまでは、保育料は最高階層（D9 階層）の金額で仮決定とします。税額が確定し次第、保育料を決定します。差額が発生した場合は、充当又は返金します。（ただし、過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。）

② 保育料算定税額が変更となった場合

確定申告等により税額に変更が生じた場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。ただし、市税額確定翌月以降の階層のみを変更します。

③ 家族状況・家族構成が変更となった場合

婚姻や離婚、引越等により家庭状況（家族構成）に変更があった場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出てください。家庭状況の変更の翌月から階層を変更します。

④ 離婚しても入園（所）児童と同居している場合や、別居中でも入園（所）児童の親権者である場合

父母の市民税算定資料を元に保育料を決定します。

また、入園（所）児童が父母以外に養育されている場合は、実際に児童を養育している者の市民税算定資料から保育料を決定します。

⑤ 祖父母等が入園（所）児童と同居している場合

祖父母等の市民税算定資料を合算して保育料を算定する場合があります。

- ・父母が市民税課税の場合は、祖父母等は算定対象から除外されます。
- ・父母が住民税非課税の場合、祖父母等のうち、家計の主宰者（世帯の主たる生計維持者）も算定対象になります。ただし、父母合わせて月 10 万円以上の収入があることを確認できる書類（ひとり親の場合は月 5 万円以上）の提出（直近の給与明細書等）があれば、祖父母等は算定対象に含めません。

令和3年度 三木市 保育認定児童 利用者負担額(保育料)一覧表(参考)

階層	定義	利用者負担月額(単位:円)		
		3歳未満児		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0	0	
B1	A階層を除き、市民税非課税世帯	0	0	
B2	A階層及びB1階層を除き、市民税所得割非課税世帯	7,000(3,500)	6,800(3,400)	
C	A階層を除き、市民税所得割課税世帯であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,500(8,200)	16,200(8,100)
D1		48,600円～72,800円未満	20,400(10,200)	20,000(10,000)
D2		72,800円～97,000円未満	26,100(13,000)	25,600(12,800)
D3		97,000円～133,000円未満	30,000(15,000)	29,400(14,700)
D4		133,000円～169,000円未満	38,800(19,400)	38,100(19,000)
D5		169,000円～235,000円未満	44,500(22,200)	43,700(21,800)
D6		235,000円～301,000円未満	52,600(26,300)	51,700(25,800)
D7		301,000円～349,000円未満	57,500(28,700)	56,500(28,200)
D8		349,000円～397,000円未満	61,000(30,500)	59,900(29,900)
D9		397,000円以上	65,500(32,700)	64,300(32,100)

備考

- 利用者負担月額欄の()内の額は、同じ世帯に2人以上の負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)がいる場合において、当該負担額算定基準子どものうち年齢が高いものから2人目である入所児童について適用し、当該負担額算定基準子どものうち年齢が高いものから3人目以降である入所児童については無料とする。ただし、市民税所得割の額が57,700円未満の世帯においては、()内の額は、子ども(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属を含む。以下同じ。)の年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから2人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから3人目以降である入所児童については無料とする。
- 4月から8月までの利用者負担の額は前年度の市民税額、9月から翌年3月までの利用者負担の額は当該年度の市民税額により階層区分を決定する。
- 4月から8月までの利用者負担の額にあっては前年度の1月1日(9月から翌年3月までの利用者負担の額にあっては当該年度の1月1日)において、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税額を算定する。
- この表における市民税額の算定にあっては、税額控除(配当、外国税額、住宅取得、寄附控除(ふるさと納税等)及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の各控除)を適用しない。
- B2階層及びC階層のうち次に掲げる世帯にその児童が属している場合は、この表の規定にかかわらず、次表を適用する。この場合において、次表の額は、子どもの年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから1人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから2人目以降である入所児童については無料とする。

階層	利用者負担月額(単位:円)	
	3歳未満児	
	標準時間	短時間
B2	0	0
C	5,800	5,700

 - ひとり親世帯(児童扶養手当、遺族年金、母子家庭等医療費のいずれかを受給している世帯もしくはそれに類すると市長が認める世帯)
 - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の所有者がいる世帯
 - 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している世帯
 - 要保護が必要と認められた世帯
- D1階層及びD2階層のうち市民税所得割の額が77,101円未満の世帯であって、備考第5項に掲げる世帯にその児童が属している場合は、()内の額は、子どもの年齢にかかわらず、当該子どものうち年齢が高いものから1人目である入所児童について適用し、当該子どものうち年齢が高いものから2人目以降である入所児童については無料とする。

※1 教育認定こどもと3歳児以上の保育認定こどもの利用者負担額は、無料です。

※2 確定申告等により税額に変更が生じた場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出て下さい。ただし、市税額確定翌月以降の階層のみを変更します。

※3 婚姻や離婚、引越等により家庭状況(家族構成)に変更があった場合、階層が変更になる可能性がありますので、教育・保育課まで申し出て下さい。家庭状況の変更の翌月から階層を変更します。

○保育料の納付方法

私立保育所及び市内公立施設の保育料は、毎月、口座振替または納付書により市にお支払いください。※市外公立施設の保育料は、当該市区町村にお支払いください（詳細は在籍する施設にご確認ください）

私立の認定こども園・小規模保育事業所などの地域型保育事業所の保育料は、在籍する施設にお支払いください。納付方法は、直接施設へお問い合わせください。

○三木市が徴収する場合

- ・利用者負担金の納入は、口座振替（原則として毎月25日）でお願いします。
- ・口座振替申込書は、振替を希望される金融機関の窓口へ提出してください。
- ・口座振替申込書は、4月分利用者負担金の納付書に同封します。
- ・口座振替手続きが完了するまでは、郵送される納付書によりお近くの金融機関から納入ください。
- ・請求額を超える納付があった場合は、差額を翌月以降に充てさせていただきます。
- ・滞納された場合は、児童手当からの特別徴収、並びに地方税法の滞納処分（給与等の差押え）の例により処分を行うことがあります。

○入園（所）施設や他市区町村が徴収する場合

- ・納入方法については、施設または市区町村からお知らせがあります。

注意

保育料を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。三木市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して自宅・就労先への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押）等を行っています。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等ご相談に応じますので、教育・保育課までご連絡ください。

5 入園(所)後について

○ならし保育について

保育施設での集団保育は、家庭とは環境が大きく変わることから、入所当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため、保育施設では入所後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。期間は児童の状況や保育施設によって異なりますが、およそ1週間から2週間程度が目安です。



※転園の場合も転園先の保育施設でならし保育が必要な場合があります。

○入園(所)後の市及び施設からの確認について

必要に応じて家庭状況、勤務状況等の調査を行うことがあります。申込内容が事実と相違する場合や保育の認定基準に該当しなくなった場合は、認定の変更や入園(所)の解除等を行う場合があります。

○転園を希望する場合

施設の転園(所)を希望される場合、新たに「特定教育・保育施設等転園(所)申込書兼児童台帳」を教育・保育課または吉川支所市民生活課まで提出してください。入園(所)審査は、新規申込と同じ扱いとなります。

○退園(所)する場合

「特定教育・保育施設等退園(所)届」に通園(所)施設の証明をもらい、必ず教育・保育課または吉川支所市民生活課まで提出してください。(提出のない場合、翌月も利用者負担金が発生する場合があります。)

退園(所)は月末です。月の途中までしか通わない場合も、原則1カ月分の利用者負担金がかかります。

○市外へ転出するが、同じ施設に引き続き通いたい場合

退園(所)届の提出が必要です。原則として、三木市を転出される月の月末までは三木市民として通っていただき、転出先の市町村から、新たに三木市の施設への入園(所)申込が必要です。詳しくは、教育・保育課までお問い合わせください。

○転園・退所等の申請を取り下げる場合

「特定教育・保育施設等に係る申請・届出取下げ届」を教育・保育課または吉川支所市民生活課まで提出してください。

特定教育・保育施設等入園(所)申込書兼
教育・保育給付認定申請書兼児童台帳の記入要領

1号認定申込

**①から⑨まで順番に、各項目全てに記載をしてください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。**

(表左面)

(様式第1号) 特定教育・保育施設等入園(所)申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳 三木市長 様 (福祉事務所長 様、施設長 様) 次のとおり、特定教育・保育施設等への入園(所)申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。		新規申込
①から⑨まで順番に、各項目全てに記載をしてください。 未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。		R3-4 1号専用
①保護者・児童に関すること 提出年月日 令和 3 年 9 月 21 日		
保護者1	氏名 三木 太郎 生年月日 H2・5・5 勤務先(職業)等 ●●株式会社	住所 〒673-0492 三木市 上の丸町10番30号 ※通知書等は保護者1の方に送付します。
保護者2	氏名 三木 花子 生年月日 H3・3・10 勤務先(職業)等 無職	住所 〒 ※保護者1の住所と同じ(仮の場合は住所記入不要)
転入予定の有無	現在市外にお住まいで、入所希望月までに転入の予定がある場合に記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 転入予定なし <input type="checkbox"/> 転入予定あり 転入予定日: 令和 年 月 日 通知書等の送付先	
電話番号①(保護者1)	090-●●●●-●●●●	児童氏名 三木 桜 生年月日 平成 令和 29 年 6 月 10 日 性別 男(女)
電話番号②(保護者2)	0794-△△-△△△△	兄弟姉妹に関する事項 (該当に○) <input checked="" type="checkbox"/> 他に就学前の兄弟姉妹はいない <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹で、現在入園(所)している児童がいる <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹も、今回一緒に申し込む <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹で、既に申し込んでいる児童がいる <input type="checkbox"/> 他に就学前の兄弟姉妹がいるが、申し込んでいない <input type="checkbox"/> その他()
電話番号③(保護者3)	090-□□□□-□□□□	
※電話で連絡する場合は①→③の順で連絡します。		
②入所を希望する期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 末 日 まで ・ (就学前まで)		
③入所を希望する施設		
三木市内施設を希望する場合 入園(所)を希望する施設に、希望順位を記入してください。 ※希望する園の数は問いません。 ※希望しない施設の審査は行いませんのでご注意ください。	希望に関する確認事項(☑もしくは記入) ①居住する小学校区 ⇒ 三 樹 小学校区 ②きょうだいの施設在籍状況 <input type="checkbox"/> 就学前施設に在籍しているきょうだいがいる <input checked="" type="checkbox"/> 就学前施設に在籍しているきょうだいはいない ③兄弟姉妹が同時に入所申請している場合 <input type="checkbox"/> 別々の施設での入所も可能 <input type="checkbox"/> どちか一人だけでも入所を希望する ④兄弟姉妹が既に入園(所)している場合 <input type="checkbox"/> 同じ施設に入所できるまで待つ <input type="checkbox"/> 入所できるのであれば別々の施設でもよい	
市外施設を希望の場合 市外施設に1号認定(教育標準時間)として申し込まれる場合は、希望する保育施設に直接お問い合わせ・お申込ください。 ※この様式での申し込みは出来ません。		
必ず読んで、チェックしてください。 上記で希望した施設及び内容は、施設の概要等を理解した上で希望するため、いずれの施設で決定されても異議はなく、必ず入所します。 <input checked="" type="checkbox"/>		

1号認定申込(認定こども園)の
1次審査申込期限

10月8日(金)必着

期限に間に合うように申し込んでください。

①保護者・児童に関すること

- ・氏名のふりがなも忘れずにご記入ください。
- ・兄弟姉妹に関する事項は、就学前の兄弟姉妹がいる場合にご記入ください。小学生以上の兄弟姉妹のみの場合は、「ほかに就学前の兄弟姉妹はいない」を選択してください。

②入所を希望する期間

小学校就学始期に達するまでの、利用が必要と見込まれる期間を記入してください。入所日は月の初日(1日)です。

小学校就学前まで希望される方は「就学前まで」を○で囲んでください。

③入所を希望する施設

- ・入園(所)を希望する施設に希望順位を記入してください。
- ・希望する施設の数はいりません。
- ・希望しない施設の審査は行いませんのでご注意ください。
- ・市外施設に1号認定(教育標準時間)として申し込まれる場合は、希望する施設に直接お問い合わせ・お申込ください。この様式での申し込みは出来ません。
- ・希望に関する確認事項は、ご家庭の状況に応じ記入してください。
- ・「必ず読んでチェックしてください」の欄についても、必ずご確認の上、チェックを入れてください。

1号認定申込

(表右面)

④第1希望の施設について

送迎者	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
送迎方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()
送迎時間	0 時間 10 分
特記事項	

④第1希望の施設について

ご家庭の状況に応じ、記入してください。

⑤保育を必要とする理由

保護者1	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手伝い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害
保護者2	<input type="checkbox"/> 求職活動・就労予定 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
氏名	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手伝い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害
氏名	<input type="checkbox"/> 求職活動・就労予定 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
氏名	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手伝い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害
氏名	<input type="checkbox"/> 求職活動・就労予定 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()

⑤保育を必要とする理由

この項目は、記入不要です。

⑥祖父母に関すること(死別等を除き、同居・別居に関わらず記入してください。)

続柄	氏名	勤務先(職業)等	連絡先
父方	祖父 氏名 三木 和夫	株式会社□□	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者1の住所と同じ(☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(090 - 〇〇△△ - 〇〇△△)
	祖母 氏名		<input type="checkbox"/> 保護者1の住所と同じ <input type="checkbox"/> 同上 (☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(- -)
母方	祖父 氏名 小野 文男	株式会社▲▲	<input type="checkbox"/> 保護者1の住所と同じ(☑の場合は住所記入不要) 〒 675-1380 小野市中島町531 TEL(090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)
	祖母 氏名 小野 美智	無職	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者1の住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 同上 (☑の場合は住所記入不要) 〒 TEL(090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)

⑥祖父母に関すること

死別等を除き、同居・別居に関わらず全員ご記入ください。

⑦その他家族構成に関すること(祖父母以外の同居家族及び子の兄弟姉妹)

子から見た続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校等	別居の場合は、住所を備考欄に記載ください。
兄	(例)三木 一郎	H28・8・1	〇〇〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
姉	三木 楓	H26・9・9	三樹小学校	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居

⑦その他家族構成に関すること

児童と同居している家族全員(児童を除く)について、記入してください。別世帯でも、同居している場合は、ご記入ください。また、別居している児童の兄・姉についてもご記入ください。

⑧その他

現在の保育状況	<input type="checkbox"/> ()に入室(所)中 <input type="checkbox"/> 勤務先に連れていく
生活保護の適用	(無)・有 (昭・平・令 年 月 保護開始) 担当者名()
ひとり親に該当	<input checked="" type="checkbox"/> (しない)する <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別

⑨保護者署名欄(それぞれ自署してください)

特定教育・保育施設等入園(所)に係る同意書

1 必要に応じ、利用者負担額(保育料)の算定及び施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な施設資料等を保護者(または家計の主筆者)の状況を市が確認させて頂きます。

2 必要に応じ、利用者負担額および教育・保育給付認定の内容を、保育給付認定書(保育料・認定書)に提示します。

3 原則的に、支給決定通知書は入園(所)決定時(および認定変更時)に交付します。

4 この申込書の写しと共に、添付書類(勤務証明書等)の写しを、入園(所)希望施設へ送付します。

5 利用費負担額は、毎月納付までに必要な額を納付してください。

6 万一、利用者負担額を正当な理由なく滞納した場合には、児童手当からの特別徴収、並びに地方税法の滞納処分(給与等の差押入)の例により処分を行う場合があります。

7 入園(所)申込は、毎月所定の期日までに申し込まなければなりません。施設への入園(所)は、原則毎月1日です。

8 添付書類を含む、申請書の内容に虚偽があった場合、教育・保育給付認定と入園(所)内容及び認定を取り消す場合があります。

9 添付書類を含めた提出書類の写しについて、自宅や就労先・関係機関等に複製・譲渡を行う場合があります。

10 初めて入園(所)される場合、施設に慣れるために一定期間、通常より短時間で預かる「慣らし保育」を行います。期間や時間は施設と児童の状況により異なります。

11 家庭の状況や別居状況が変化した場合は、利用者負担額や教育・保育給付認定を変更する必要がある場合がありますので、速やかに市へ連絡ください。必要な手続きをしてください。

12 認定申請等により税額に変更が生じた場合は、税額に変更がある場合があるので、教育・保育課まで申し出てください。ただし、市税額確定翌月以降の滞納のみを変更します。

令和 3 年 9 月 21 日 署名(保護者1) 三木 太郎 署名(保護者2) 三木 花子

※裏面もご記入ください。

「勤務先(職業)等」の欄は、現在の勤務先名を記入してください。自営業の方は、〇〇業自営のように記入してください。学生の方は、令和4年4月1日の在籍校名を記入してください。

「続柄」の欄は、申込児童から見て、兄・弟・姉・妹・叔父・叔母のように記入してください。

⑩その他

ご家庭の状況に応じて記入してください。

⑪保護者署名欄

「特定教育・保育施設等入園(所)に係る同意書」をよく読み、内容を確認の上、それぞれ自署してください。「①保護者・児童に関すること」に記載した保護者の署名が必要です。

①から⑨まで順番に、各項目全てに記載をしてください。
未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。

(表左面)

特定教育・保育施設等入園(所)申込書兼教育・保育給付認定申請書兼児童台帳		新規申込																																																																											
三木市長 様 (福祉事務所長 様、施設長 様) 次のとおり、特定教育・保育施設等への入園(所)申込み及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。		R3-4	2.3号専用																																																																										
①から⑨まで順番に、各項目全てに記載をしてください。 未記入項目がある場合は、不備となり、再提出が必要です。																																																																													
①保護者・児童に関すること		提出年月日 令和 3 年 11 月 2 日																																																																											
保護者1 (父)	ふりがな 三木 太郎 氏名 三木 太郎 生年月日 H2・5・5	勤務先(職業)等 ●●株式会社 備考	住所 〒673-0492 三木市 上の丸町10番30号																																																																										
保護者2 (母)	ふりがな 三木 花子 氏名 三木 花子 生年月日 H3・3・10	勤務先(職業)等 求職中 備考	住所 〒保護者1の住所に同じ(別の場合は住所記入不要)																																																																										
転入予定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 転入予定なし <input type="checkbox"/> 転入予定あり 転入予定日: 令和 年 月 日 通知書等の送付先																																																																													
電話番号① (保護者1)	090-●●●●-●●●●	電話番号② (保護者2)	0794-△△-△△△△																																																																										
電話番号③ (児童)	090-□□□□-□□□□	電話番号④ (兄弟姉妹)																																																																											
児童氏名 三木 桜		生年月日 平成 20 年 6 月 10 日	性別 男() 女()																																																																										
兄弟姉妹に関する事項		<input type="checkbox"/> 他に就学前の兄弟姉妹はいない <input checked="" type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹で、現在入園(所)している児童がいる <input checked="" type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹も、今回一緒に申し込む <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹で、既に申し込んでいる児童がいる <input type="checkbox"/> 他に就学前の兄弟姉妹はいるが、申し込んでいない <input type="checkbox"/> その他()																																																																											
②入所を希望する期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 月 末 日まで (就学前まで)																																																																													
③入所を希望する施設																																																																													
三木市内施設を希望する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>保育所・認定こども園</th> <th>単位</th> <th>小規模保育事業所・事業所内保育事業所(左記が連携施設です。)</th> <th>希望に関する確認事項(該当に○)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>志染保育所</td> <td></td> <td>しんてつ・みどりがおか保育園</td> <td>希望施設への入園(所)が保留となった場合 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅保育する <input type="checkbox"/> 親族が保育する <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(令和 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 職場に連れていく(託児所等) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する ⇒施設名() <input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>別所認定こども園</td> <td></td> <td>神和ひまわりルーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エンゼル認定こども園</td> <td></td> <td>リトルエンゼル</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一粒園認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>清心認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>ひろの認定こども園</td> <td>3</td> <td>小規模事業所ひろの保育園</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 小規模保育施設等でも可 <input type="checkbox"/> 小規模保育施設等不可 ※小規模保育施設等の連携施設は、0~2歳児クラスのみを受入です。特に転園等の希望がなく、3歳児クラス以降も保育を希望される場合は、3歳児クラスからは原則として連携施設への転園となります。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>羽場認定こども園</td> <td></td> <td>さくらんぼ保育園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>えびす認定こども園</td> <td>6</td> <td>小規模事業所えびすガーデン</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>いずみ認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自由ヶ丘認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>あけぼの認定こども園</td> <td></td> <td>ポリーキッズルーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>りんでん認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>清心緑が丘認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>よかわ認定こども園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	順位	保育所・認定こども園	単位	小規模保育事業所・事業所内保育事業所(左記が連携施設です。)	希望に関する確認事項(該当に○)		志染保育所		しんてつ・みどりがおか保育園	希望施設への入園(所)が保留となった場合 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅保育する <input type="checkbox"/> 親族が保育する <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(令和 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 職場に連れていく(託児所等) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する ⇒施設名() <input type="checkbox"/> その他()		別所認定こども園		神和ひまわりルーム			エンゼル認定こども園		リトルエンゼル			一粒園認定こども園				4	清心認定こども園				1	ひろの認定こども園	3	小規模事業所ひろの保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模保育施設等でも可 <input type="checkbox"/> 小規模保育施設等不可 ※小規模保育施設等の連携施設は、0~2歳児クラスのみを受入です。特に転園等の希望がなく、3歳児クラス以降も保育を希望される場合は、3歳児クラスからは原則として連携施設への転園となります。	5	羽場認定こども園		さくらんぼ保育園		2	えびす認定こども園	6	小規模事業所えびすガーデン			いずみ認定こども園					自由ヶ丘認定こども園					あけぼの認定こども園		ポリーキッズルーム			りんでん認定こども園					清心緑が丘認定こども園					よかわ認定こども園				兄弟姉妹が同時に入所申請している場合 <input checked="" type="checkbox"/> 別々の施設での入所も可能 <input checked="" type="checkbox"/> どちから一人だけでも入所を希望する 兄弟姉妹が既に入園(所)している場合 <input type="checkbox"/> 同じ施設に入所できるまで待つ <input type="checkbox"/> 入所できるのであれば別々の施設でもよい
順位	保育所・認定こども園	単位	小規模保育事業所・事業所内保育事業所(左記が連携施設です。)	希望に関する確認事項(該当に○)																																																																									
	志染保育所		しんてつ・みどりがおか保育園	希望施設への入園(所)が保留となった場合 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅保育する <input type="checkbox"/> 親族が保育する <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(令和 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 職場に連れていく(託児所等) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する ⇒施設名() <input type="checkbox"/> その他()																																																																									
	別所認定こども園		神和ひまわりルーム																																																																										
	エンゼル認定こども園		リトルエンゼル																																																																										
	一粒園認定こども園																																																																												
4	清心認定こども園																																																																												
1	ひろの認定こども園	3	小規模事業所ひろの保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 小規模保育施設等でも可 <input type="checkbox"/> 小規模保育施設等不可 ※小規模保育施設等の連携施設は、0~2歳児クラスのみを受入です。特に転園等の希望がなく、3歳児クラス以降も保育を希望される場合は、3歳児クラスからは原則として連携施設への転園となります。																																																																									
5	羽場認定こども園		さくらんぼ保育園																																																																										
2	えびす認定こども園	6	小規模事業所えびすガーデン																																																																										
	いずみ認定こども園																																																																												
	自由ヶ丘認定こども園																																																																												
	あけぼの認定こども園		ポリーキッズルーム																																																																										
	りんでん認定こども園																																																																												
	清心緑が丘認定こども園																																																																												
	よかわ認定こども園																																																																												
市外施設を希望する場合	第1希望: ()	第2希望: ()	第3希望: ()	第4希望: ()																																																																									
必ず読んで、チェックしてください。 上記で希望した施設及び内容は、施設の概要等を理解した上で希望するため、いずれの施設で決定されても異議はなく、必ず入所します。 <input checked="" type="checkbox"/>																																																																													

2・3号認定申込の
1次審査申込期限
11月17日(水)必着
期限に間に合うように申込してください。

①保護者・児童に関すること

- 氏名のふりがなも忘れずにご記入ください。
- 兄弟姉妹に関する事項は、就学前の兄弟姉妹がいる場合にご記入ください。小学生以上の兄弟姉妹のみの場合は、「ほかに就学前の兄弟姉妹はいない」を選択してください。

②入所を希望する期間

小学校就学始期に達するまでの、利用が必要と見込まれる期間を記入してください。入所日は月の初日(1日)です。

小学校就学前まで希望される方は「就学前まで」を○で囲んでください。

③入所を希望する施設

- 入園(所)を希望する施設に希望順位を記入してください。
- 希望する施設の数はいません。
- 希望しない施設の審査は行いませんのでご注意ください。
- 希望に関する確認事項は、ご家庭の状況に応じ記入してください。
- 小規模保育施設等の連携施設になっている保育所・認定こども園を希望の場合は、「小規模保育施設等でも可」にチェックの上、希望する小規模保育施設等に順位をつけてください。なお、順位記入のない施設は審査対象外になります。

※小規模保育施設等の連携施設は、0~2歳児クラスのみを受入です。特に転園等の希望がなく、3歳児クラス以降も保育を希望される場合は、3歳児クラスからは原則として連携施設への転園となります。

・「必ず読んでチェックしてください」の欄についても、必ずご確認の上、チェックを入れてください。

2・3号認定申込

(表右面)

④第1希望の施設について

希望する理由	◎該当する理由にチェックを入れてください。(複数回答可) <input checked="" type="checkbox"/> 家から近いから <input type="checkbox"/> 勤務場所に近いから <input type="checkbox"/> 祖父母等の送迎がしやすいから <input checked="" type="checkbox"/> 園の基本理念が自分の考えと近いから <input type="checkbox"/> その他()				
送迎者	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()				
送迎方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()				
送迎時間(片道)	家 ⇄ 施設	0 時間 15 分	保護者1	施設 ⇄ 勤務先	0 時間 40 分
			保護者2	施設 ⇄ 勤務先	時間 分
希望施設が1施設の場合、その理由	※希望施設が2施設以上ある場合は、記載不要です。				

④第1希望の施設について

- ・ご家庭の状況に応じ、記入してください。
- ・希望施設が1施設だけの場合は、その理由を記入してください。

⑤保育を必要とする理由

※保育要件証明(就労証明書等)を添付のこと

続柄	保育を必要とする理由				
保護者1	<input checked="" type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手依い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害				
続柄(父)	<input type="checkbox"/> 求職活動・就労予定 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()				
保護者2	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手依い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害				
続柄(母)	<input checked="" type="checkbox"/> 求職活動・就労予定 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()				
氏名 三木 和夫	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手依い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害				
続柄(祖父)	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()				
氏名	<input type="checkbox"/> 就労(家庭外労働) <input type="checkbox"/> 自営業等(自営手依い・農業・内職含む) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 疾病・障害				
続柄()	<input type="checkbox"/> 求職活動・就労予定 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()				

⑤保育を必要とする理由

保護者及び同居の祖父母等に閱して、それぞれ該当理由にチェックし、関係書類を提出してください。

⑥祖父母に関すること(死別等を除き、同居・別居に関わらず記入してください。)

続柄	氏名	勤務先(職業)等	連絡先
父	祖父	氏名 三木 和夫 生年月日 S40 . 11 . 7	株式会社□□ 〒 TEL(090 - 00△△ - 00△△)
	祖母	氏名 生年月日	保護者1の住所と同じ(☆の場合は住所記入不要) 〒 TEL(- -)
母	祖父	氏名 小野 文男 生年月日 S41 . 12 . 20	株式会社▲▲ 〒675-1380 小野市中島町5 3 1 TEL(090 - 00□□ - 00□□)
	祖母	氏名 小野 美智 生年月日 S38 . 2 . 2	無職 〒 TEL(090 - 00□□ - 00□□)

⑥祖父母に関すること

死別等を除き、同居・別居に関わらず全員ご記入ください。

⑦その他家族構成に関すること(祖父母以外の同居家族及び子の兄弟姉妹)

※兄弟姉妹については、同居・別居に関わらず記入してください。

子から見た続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校等	別居の場合は、住所を備考欄に記載ください。
兄	(例)三木 一郎	H26.8.1	〇〇〇〇大学	別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/>
姉	三木 楓	H26.9.9	三木小学校	別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/>
弟	三木 蓮	R1.6.6		別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 今回一緒に申し込んでいる
				別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/>
				別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/>
				別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/>

⑧その他

現在の保育状況	<input type="checkbox"/> () に入園(所)中 <input type="checkbox"/> 勤務先に連れていく <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> その他()	
生活保護の適用	(無) 有 昭・平・令 年 月 保護開始 担当者名()	
ひとり親に該当	<input checked="" type="checkbox"/> (ない) する <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別	

⑨保護者署名欄(それぞれ自署してください)

特定教育・保育施設等入園(所)に係る同意書

- 必要に応じ、利用者負担額(保育料)の算定及び施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な勤務先等保護者(または家主)の状況を市が確認させて頂きます。
- 必要に応じ、利用者負担額および教育・保育給付認定の内容を、市が特定教育・保育施設等(保育所・認定こども園等)に提示します。
- 原則的に、支給認定通知書は入園(所)決定時(および認定変更時)に交付します。
- この申込書の写しと共に、添付書類(勤務証明書等)の写しを、入園(所)希望施設へ送付します。
- 利用者負担額は、納付期限までに責任を持って納付してください。
- 万一、利用者負担額を正当な理由なく滞納した場合には、児童手からの特別徴収、並びに地方税法の滞納処分(給与等の差押え)の例により処分を行う場合があります。
- 入園(所)申込は、毎月所定の期日までにお申し込みください。施設への入園(所)は、原則毎月1日です。
- 添付書類を含め、申請の内容に虚偽があった場合、教育・保育給付認定と入園(所)決定及び決定を取消す場合があります。
- 添付書類を含めた提出書類の内容について、自宅や勤務先・関係機関等に確認・調査を行う場合があります。
- 初めて入園(所)される場合、施設に慣れるために一定期間、通常より短時間で帰る「慣らし保育」を行います。期間や時間は施設と児童の状況により異なります。
- ご家庭の状況や労働状況等が変化した場合は、利用者負担額や教育・保育給付認定を変更する必要がある場合がありますので、速やかに市へ連絡頂き、必要な手続きをしてください。
- 認定申請等により税額に変更が生じた場合、税額に変更がある場合がありますので、教育・保育課まで申し出てください。ただし、市税額決定翌月以降のみを変更します。

署名 (保護者1) 三木 太郎 署名 (保護者2) 三木 花子
令和 3 年 11 月 2 日

※裏面もご記入ください。

「勤務先(職業)等」の欄は、現在の勤務先名を記入してください。自営業の方は、〇〇業自営のように記入してください。学生の方は、令和4年4月1日の在籍校名を記入してください。

「続柄」の欄は、申込児童から見て、兄・弟・姉・妹・叔父・叔母のように記入してください。

⑧その他

ご家庭の状況に応じて記入してください。

⑨保護者署名欄

「特定教育・保育施設等入園(所)に係る同意書」をよく読み、内容を確認の上、それぞれ自署してください。「①保護者・児童に関すること」に記載した保護者の署名が必要です。

